

議案第8号

那覇市・南風原町環境施設組合の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例制定について

那覇市・南風原町環境施設組合の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成25年11月27日提出

那覇市・南風原町環境施設組合
管理者 翁 長 雄 志

(提案理由)

本組合では、那覇市からの出向職員及び組合採用職員（プロパー）の給与については、那覇市職員の給与に関する条例を準用しており、那覇市職員の給与に関する条例の一部改正に伴い本条例の条（項）ずれが生じたことから整備を行い、併せて字句を整理するため、この案を提出する。

○那覇市・南風原町環境施設組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

那覇市・南風原町環境施設組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成12年2月23日条例第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(週休日及び勤務時間の割振り) 第3条 [略] 2 管理者は、規則の定めるところにより、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。 (時間外勤務代休時間) 第6条の3 管理者は、那覇市・南風原町環境施設組合職員の給与に関する条例（平成19年条例第10号。以下「組合給与条例」という。）第2条第1項の規定に基づき準用する那覇市職員の給与に関する条例（昭和58年那覇市条例第10号。以下「那覇市給与条例」という。）第21条第3項及び組合給与条例第2条第2項の規定に基づき準用する南風原町職員の給与に関する条例（昭和59年南風原町条例第5号。以下「南風原町給与条例」という。）第17条第2項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）として、規則で定める期間内にある勤務日等（第3条第2項、第3条の2又は第4条の規定により勤務時間が割り振られた日をいう。以下同じ。）のうち第7条第1項に規定する休日及び第8条第1項に規定する代休日を除いた日に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができます。	(週休日及び勤務時間の割振り) 第3条 [略] 2 管理者は、規則の定めるところにより、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。 (時間外勤務代休時間) 第6条の3 管理者は、那覇市・南風原町環境施設組合職員の給与に関する条例（平成19年条例第10号。以下「組合給与条例」という。）第2条第1項の規定に基づき準用する那覇市職員の給与に関する条例（昭和58年那覇市条例第10号。以下「那覇市給与条例」という。）第21条第4項及び組合給与条例第2条第2項の規定に基づき準用する南風原町職員の給与に関する条例（昭和59年南風原町条例第5号。以下「南風原町給与条例」という。）第17条第2項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）として、規則で定める期間内にある勤務日等（第3条第2項、第3条の2又は第4条の規定により勤務時間が割り振られた日をいう。以下同じ。）のうち第7条第1項に規定する休日及び第8条第1項に規定する代休日を除いた日に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	
附 則 この条例は、公布の日から施行する。	